

穴水町自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に基づき、穴水町内の自主防災組織の結成の促進及び育成を図り、災害時に住民自らが初期活動を行うなど、住民主体による安全で住み良いまちづくりのための自主防災組織に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、町民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、町内会その他これに準ずる団体を単位として組織するものをいう。
- (2) 防災資機材とは、自主防災組織が防災活動（以下「活動」という。）を行うときに使用する資機材をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる組織は、自主防災組織として活動を開始しようとする組織、又は現に活動を行っている組織とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象は、別表第1に定める防災資機材の購入、又は活動に要する経費（以下「補助対象経費」という。）で町長が適当と認めたものとする。

2 補助金は、次の各号に掲げるものとし、補助金の額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織を設立するときの設立補助金（以下「設立補助金」という。）は、補助対象経費の10分の10とし、1組織につき10万円を限度とする。
- (2) 自主防災組織の設立の翌年度以後に活動するときの活動補助金（以下「活動補助金」という。）は、1組織に1万円とする。

3 設立補助金の交付は、第1項に規定する補助対象経費につき、1組織あたり1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、穴水町自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、添付書類を事業計画書のみとすることができる。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の構成を記載した書類
- (3) 役員名簿及び構成員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 防災資機材等の購入に係る見積書の写し

(交付決定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに調査及び審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、穴水町自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに穴水町自主防災組織育成事業完了実績報告書(様式第3号)に次に定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。ただし、活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、添付書類を事業実績書及び実施事業の写真のみとすることができる。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施事業に係る領収書の写し
- (4) 実施事業の写真

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の実績報告書等を審査し、事業が完了したことを確認したとき補助金を交付する。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、穴水町自主防災組織育成事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定める活動補助金については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間は、別に定める穴水町地域防災強化支援事業補助金の要綱に従い交付するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費

防 災 資 機 材	
情報収集用	トランジスタメガホン、トランシーバー、ハンドマイク、ラジオ、その他必要な資機材
救出・救護・避難用	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、工具セット、はしご、懐中電灯、ロープ、ビニールシート、テント、寝袋、簡易トイレ、担架、三角巾、軍手、車椅子、リヤカー、発電機、投光器、コードリール、土のう、その他必要な資機材
給食・給水用具	鍋、かまど、コンロ、備蓄燃料、調理器具、食器、その他必要な資機材
食料・医薬品	備蓄食糧、備蓄飲料水、備蓄医薬品、その他必要な資機材
被服・標識	ヘルメット、腕章、防災服、長靴、避難誘導旗、防災のぼり旗、その他必要な資機材
収納庫	防災倉庫、簡易収納庫、その他必要な資機材

活 動 に 要 す る 経 費	
材 料 費	看板、避難路案内標識等の材料費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、マップ作成等に係る印刷費
報 償 費	講師等への謝礼
負 担 金	防災士研修等への参加費